

令和 8 年度（2026 年度）

熊本市職員定期健康診断等業務委託仕様書

熊本市 総務局 行政管理部 労務厚生課

目 次

<u>1 名称</u>	1
<u>2 目的</u>	1
<u>3 場所</u>	1
<u>4 履行期間</u>	1
<u>5 申込方法</u>	1
<u>6 定期健康診断</u>	1
(1) 定期健康診断項目	1～2
(2) 胸部レントゲン検査	2
(3) 実施時期	2
(4) 問診票の記載及び納品等	2
(5) 定期健康診断結果報告	2～3
(6) その他	3
<u>7 定期健診二次検査</u>	4
(1) 胸部C T検査	4
(2) 喀痰検査	4
<u>8 定期健診事後指導</u>	4
(1) 事後指導対象者	4
(2) 内容及び期間	4～5
<u>9 定期健診に関するその他の事項</u>	5
<u>10 各種健康診断等</u>	5～6
(1) 各種健康診断等	6
(2) B型肝炎ウィルス検査	6
(3) C型肝炎ウィルス検査	6
(4) 麻しん抗体検査	6
(5) 風しん抗体検査	7
(6) H b A 1 c 検査	7
(7) 深夜業務従事者健康診断	7
(8) 有機溶剤健康診断	7～8
(9) 有機溶剤尿中代謝物検査（ノルマルヘキサン）	8
(10) 有機溶剤尿中代謝物検査（トルエン）	8
(11) 石綿健診	8～9
(12) じん肺健康診断	9
(13) 特定化学物質健康診断	9～10
(14) 海外派遣時健康診断	10
(15) 帰国時健康診断	10

（１６）破傷風予防接種	．．．．．	１０
（１７）Ｂ型肝炎予防接種	．．．．．	１１
<u>１１雇用時健康診断</u>	．．．．．	１１
（１）雇用時健康診断項目	．．．．．	１１
（２）対象者	．．．．．	１１
（３）実施時期	．．．．．	１１
（４）実施場所	．．．．．	１１
（５）問診票の記載及び納品等	．．．．．	１１
（６）結果報告	．．．．．	１２
別紙１	．．．．．	１３
別紙２	．．．．．	１４

仕 様 書

1 名称

令和年 8 度（2026 年度）熊本市職員定期健康診断等業務委託

2 目的

熊本市職員定期健康診断等は、職員の安全と健康の確保を第一の目的とし、具体的には、職員の職業性疾患や作業関連疾患を予防すること、職員の健康障害が原因となる災害の発生や感染症などの疾病の拡大防止、職員の疾病の早期発見と早期治療による疾病休業の減少及び職員の健康保持を図ることを目的とする。

3 場所

別紙Ⅰの実施場所

4 履行期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日～令和 9 年（2027 年）3 月 31 日

5 申込方法

（1）受託者によるインターネット予約

ア 対象の健診等：定期健康診断（第 1 期、第 2 期）

雇用時健康診断（令和 9 年 4 月採用者）

イ 受診者がインターネット予約サイトから職員番号等を用いてログイン認証し、受診したいコース・受診日・時間帯枠を選択するなどして予約申込みができること。また、受診者がウェブ上で予約内容の照会・変更・キャンセルを行うことができること。

予約は 1 人につき 1 枠とし、予約の変更はキャンセル後に実施できるようにすること。

ウ 受診者向けの予約申込マニュアルを準備すること。

エ 管理者が予約の受付状況（空き状況）を確認できること。

（2）委託者による予約

ア 対象の健診等：定期健康診断事後指導、胸部 C T 検査、深夜業務従事者健康診断、

有機溶剤健康診断、有機溶剤尿中代謝物検査、海外派遣時健康診断、

帰国時健康診断、石綿健康診断、じん肺健康診断、特定化学物質健康診断、

雇入時健康診断（令和 8 年度途中の採用者）

B 型肝炎予防接種、破傷風予防接種

6 定期健康診断

（1）定期健康診断（以下「定期健診」という。）項目

問診（※ 1）、身長、体重、肥満度、腹囲、BMI、検尿（糖・蛋白・潜血）、視力、聴力、血圧、便潜血（1 日法）、血液一般（Hb・Ht・RBC・WBC）、肝機能（AST（GOT）・ALT（GPT）・ALP・γ-GTP・T-P・T-B・ALB・A/G 比）、腎機能（尿素窒素・クレアチニン・eGFR）、尿酸、血糖検査、脂質代謝（LDL コレステロール・HDL コレステロール・トリグリセリド）

ド)、安静心電図、内科診察、眼底(※2)、事後指導(必要者のみ)

(※1) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定健康診査の問診項目は網羅すること。

(※2) 両眼を、40歳以上の必要者のみに対して実施する。

(2) 胸部レントゲン検査

原則として、定期健診の受診者には胸部レントゲンデジタル撮影を行うものとする。

(3) 実施時期

ア 第1期(6月～8月)

- ・午前午後あわせて1枠とし、計51枠用意すること。
- ・受付時間は午前(8時30分～11時)、午後(13時～15時)を基本とし、できるだけ月曜日及び7/13～15日及び8/13～15日は避け、火曜日から金曜日まで連続して実施すること。
- ・災害等やむを得ない事情で健康診断を中止した場合は、委託者と打ち合わせのうえ予備日を設定する事。(6月～9月)
- ・実施場所については、委託者と打ち合わせのうえ決定すること。
- ・受託者にて当日の受付業務を行うこと。
- ・受託者にて健診会場のパーティションを準備すること。

イ 第2期(12月中旬～2月下旬)

- ・枠数と実施場所については、委託者と打ち合わせのうえ決定すること。(70人程度を想定している。)
- ・対象者には、深夜業務従事者健康診断の未受診者を含むものとする。
- ・日程は委託者と打ち合わせのうえ決定すること。

(4) 問診票の記載及び納品等

問診票及び容器(尿・便)は、受託者が準備し、定期健診の単価に含めること。また、問診票に「検査の注意事項」、「受診者の住所」、「当日の体温」を設け、その目的を説明すること。

ア 問診票には、委託者が提供する次の情報を反映させること。

職員情報及び会計年度任用職員情報

職員番号、職員氏名(漢字・かな)生年月日、性別、所属課名、保険証記号、
保険証番号、保険者番号等

イ 問診票及び容器(尿・便)の納品について

納品時期及び納品先は、委託者と打ち合わせのうえ、その指示に従うこと。

(5) 定期健康診断結果報告

ア 健診結果の報告については、受診日から概ね1ヶ月以内に、「健診結果個人票」及び「健診報告書」により行うこと。

また、判定基準表及び紹介者管理基準表について、事前に一覧表を紙又はメールで提出すること。

イ 健診結果個人票

紙で個人ごとに封詰めし、封筒の表から所属・氏名が確認できること。

健診結果個人票は、所属課ごとに封筒に入れ、所属課及び所属コード入りで「親展・所属長」の表記を行い、委託者が作成する通知を1部封入し、封を閉じて納品すること。

ウ 健診結果一覧表(受診者全員)

受診日、氏名、職員番号、年齢、性別、判定、総合判定、所見等の項目を、受診日かつ受診

番号順に一覧表をメールまたは電子媒体で報告すること。

項目等の詳細については、委託者と打ち合わせのうえ決定すること。

エ 健診結果統計表

各検査項目の判定毎の全体及び男女別で表記し、紙で報告すること。

オ 健診結果報告書

委託者の指定する様式（別冊「検査結果ファイルフォーマット」）を電子媒体で報告すること。

カ 紹介者管理台帳

精密検査を要する者（以下「要精検者」という。）で紹介状が同封してある者の一覧を電子媒体で報告すること。

健診受診日、所属、職員番号、氏名、生年月日、紹介理由、判定、所見（指示・診断名）等を表記すること。また、報告は3回行うこととし、報告時期は次のとおりとする。

1回目・・・9月末までに健診結果すべてを一括して報告を行うこと

2回目・・・12月初めまでに直近の状況について報告を行うこと

*本人へ紹介状通知後、概ね2ヶ月を経過しても医療機関未受診の者に対し、受診勧奨を行い、12月初めまでに精密検査受診状況を記載した報告を行うこと。

3回目・・・年度末までに直近の状況について報告を行うこと

*本人へ紹介状通知後、概ね6ヶ月を経過しても医療機関未受診の者に対し、再度受診勧奨を行い、年度末までに精密検査受診状況を記載した報告を行うこと。

*受診勧奨の方法は、個人通知とし、問診票に記入した住所に送付すること。

問診票に住所の記入を拒む者の通知については、委託者の指定する担当部署へ送付すること。その際、所属課名は必ず記載すること。

キ 労働基準監督署及び人事委員会報告用集計表

労働基準監督署及び人事委員会報告分として、次の区分で抽出を行い、紙で報告すること。

a 労働基準監督署報告

委託者が指定する所属課コードの部署について、指定する項目を抽出した所属ごとに報告。

b 人事委員会報告

全受診者から、労働基準監督署報告分を除いたものを報告。

(6) その他

a 定期健診に伴う診察は、医師を帯同し実施すること。

b 健診においては、厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データを収録した電子媒体についても報告することとし、報告方法については、別途定める協定書によるものとする。

〔厚生労働省の定める電子的標準様式に基づく電子データを収録した電子媒体〕

ア 対象者・・・年度末年齢が18歳以上75歳未満の者。

イ 健診項目・・・特定健診項目に限る。

c 血糖の検査結果については、食後10時間未満は随時血糖、食後10時間以上は空腹時血糖として区分すること。健診結果個人票においては、区分がわかるように表記すること。

d 胸部レントゲン検査及びその他の項目において、検査の結果、特に急を要する者については、委託者に連絡し指示を仰ぐこと。

7 定期健診二次検査

(1) 胸部ＣＴ検査

ア 対象者

石綿健診においての要精検者。

イ 実施場所

熊本市内の受託者施設内で実施すること。

ウ 実施方法

健診結果個人票に胸部ＣＴ検査勧奨の通知を同封し、本人と受診日の調整を行ったうえで、ヘリカルＣＴ検査を実施するものとする。また、対象者情報は精密検査対象者一覧で提出すること。

エ 結果報告

α 健診結果個人票は、各検査時に問診票に記入した住所に送付すること

ｂ 結果は受託者が対象者に説明を行い、必要時、画像を渡し受診勧奨を行うこと。勧奨通知は、委託者と事前に協議を行うこと。

「健診結果一覧表」及び「健診結果報告書」を本市に報告すること。「健診結果報告書」は検査結果ファイルフォーマットの健診コード「03 胸部Ｘ線検査（二次検査）」で報告すること。また、12月末までに、胸部ＣＴ検査受診状況の中間報告、年度末までに最終報告を行うこと。

(2) 喀痰検査

ア 対象者

健診の結果、医師が必要と認める者に対し実施すること。

イ 実施内容

喀痰細胞診検査を行う。名簿・問診・検査セットを納品し、回収のうえ検査を行うこと。

ウ 結果報告

結果報告は、「健診結果個人票」、「結果一覧表(紙)」、「健診結果報告書」を報告すること。

「健診結果報告書」は検査結果ファイルフォーマットの健診コード「01 定期健康診断」で報告すること。

8 定期健診事後指導

(1) 事後指導対象者

別紙２「事後指導対象基準」に基づき委託者が選定した者。

(2) 内容及び期間

ア 8月中旬～10月中旬

- ・会場は、委託者と調整を行い、委託者が決定した場所で開催する。（実施場所は別紙１）
- ・「1 枠」の実施人数は 15 人程度とし、午前午後併せて 27 枠とする。また、事後指導に伴う生活指導・栄養指導は、1 枠ごとに保健師又は管理栄養士を 1 名以上配置すること。
- ・「27 枠」は延べ日数とし、実日数やスタッフ数については委託者と打ち合わせのうえその指示に従うこと。
- ・事後指導の時間は 9 時～16 時を基本とする。

- ・場所及び受付時間等の詳細は、委託者と打ち合わせのうえその指示に従うこと。
- イ 対象者及び実施方法等は、事後指導実施前に委託者と打ち合わせを行うこと。
- ウ 出欠のチェックを行った受付名簿は速やかに委託者に紙又はメールで提出する。
- エ 事後指導の終了後の結果報告は、委託者が指定する様式にて提出すること

9 定期健診に関するその他の事項

(1) 統計資料の作成

受診日別の受診者数一覧（所属課ごとの集計）の他、定期健診に関する資料の提供を委託者が求めた場合は、その指示に従い作成し納品すること。

(2) 仕様書に記載のない事項については、委託者と協議のうえ、指示に従うこと。

(3) この定期健診により取得した個人情報等については、その流出等に特に注意すること。

10 各種健康診断等

(1) 各種健康診断等（以下「各種健診」という。）共通事項

ア 各種健診すべてにおいて、結果については、原則として次のとおり報告するものとする。

(ア)健診結果個人票

α 紙で個人ごとに封詰めし、封筒の表から所属・氏名が確認できること。さらに個人票を所属課ごとに封筒に入れ、所属課及び所属コード入りで「親展・所属長」の表記を行い、委託者が作成する通知を1部封入し、封を閉じる。受診日から概ね1ヶ月程度内に納品すること。

β 健康診断個人票（団体控）も紙で作成し、納品すること。

(イ)健診結果一覧表

健診結果一覧表は、受診日から概ね1ヶ月程度内に電子媒体又はメールで提出すること。受診日、氏名、職員番号、年齢、性別、判定、所見等を網羅すること。印字は受診日、受診番号順に行うこと。

(ウ)健診結果統計表

検査毎判定の人数を表記し、紙で報告すること。

(エ)健診結果報告書

「検査結果ファイルフォーマット」を電子媒体で報告すること。

(オ)紹介者管理台帳

要精検者で紹介状が同封してある者の一覧を電子媒体で報告すること。

健診受診日、所属、職員番号、氏名、生年月日、紹介理由、判定、所見（指示・診断名）等を表記すること。

受託者は、委託者に紹介者管理台帳を年度末に報告すること。

(カ)労働基準監督署及び人事委員会報告用集計表

労働基準監督署及び人事委員会報告分として、次の区分で抽出を行い、紙で報告すること。

α 労働基準監督署報告

委託者が指定する所属課コードの部署について、指定する項目を抽出した所属ごとに報告。

β 人事委員会報告

全受診者から、労働基準監督署報告分を除いたものを報告。

- イ 各種健診等に係る問診票や容器(尿・便)等については、受託者が準備することとし、各種健康診断等区分毎の単価に含めること。問診票には各健診等「検査の注意事項」を記載すること。
 - ウ 各種健診の受付業務は、受託者が行うものとする。
 - エ 各種健診について、仕様書に記載のない事項については、委託者と協議のうえ指示に従うこと。
 - オ この健診により取得した個人情報等については、その流出等に特に注意すること。
 - カ 健診場所及び期間等の設定については、委託者と協議のうえ、その指示に従うこと。
 - キ 結果報告
個人結果報告は、特に指示する場合を除き、健診の結果に含めて行うこと。また、「健診結果報告書」は各検査結果ファイルフォーマットにより報告すること。その際の健診コードは別表のとおりとする。
 - ク 各種健康診断等対象者一覧は、検診項目毎に委託者が受託者に提供する。
- (2) B型肝炎ウィルス検査
- ア 対象者
当該項目の対象者一覧に、記載のある者。
 - イ 検査内容
HBs抗原・抗体検査(CLIA/CLEIA法)
 - ウ 実施時期・内容
本検査は、職員の定期健診時に、定期健診の採血血液にて検査を行うこと。
 - エ 結果報告
結果報告は、「健診結果個人票」「健診結果報告書」を報告すること。
あわせて検査結果については、委託者が指定する様式で提出すること。
- (3) C型肝炎ウィルス検査
- ア 対象者
当該検査項目の対象者一覧に、記載のある者。
 - イ 検査内容
HCV抗体検査(CLIA/CLEIA法)
 - ウ 実施時期・内容
本検査は、職員の定期健診時に、定期健診の採血血液にて検査を行うこと。問診票で希望する職員に実施すること。ただし、希望しない者も含めて本人の署名をとること。
 - エ 結果報告
結果報告は、「健診結果個人票」「健診結果報告書」を報告すること。
あわせて検査結果については、委託者が指定する様式で提出すること。
- (4) 麻しん抗体検査
- ア 対象者
当該項目の対象者一覧に記載のある者。
 - イ 検査内容
麻しん抗体検査(EIA法)
 - ウ 実施時期・内容

本検査は、職員の定期健診時に、定期健診の採血血液で検査を行うこと。

エ 結果報告

結果報告は、「健診結果個人票」を報告すること。

あわせて検査結果については、委託者が指定する様式で提出すること。

(5) 風しん抗体検査

ア 対象者

当該項目の対象者一覧に記載のある者

イ 検査内容

風しん抗体検査（E I A法）

ウ 実施時期・内容

本検査は、職員の定期健診時に、定期健診の採血血液で検査を行うこと。

エ 結果報告

結果報告は、「健診結果個人票」を報告すること。

あわせて検査結果については、委託者が指定する様式で提出すること。

(6) H b A 1 c 検査

ア 対象者

当該年度末年齢が40歳以上の者

イ 実施内容

本検査は職員の定期健診時に定期健診の採血血液で検査を行うこと。

ウ 結果報告

結果報告は、「健診結果個人票」、「健診結果報告書」を報告すること。

(7) 深夜業務従事者健康診断

ア 対象者

当該検査項目の対象者一覧に、記載のある者。

イ 実施時期・期間

〔1回目〕定期健康診断時に併せて実施

〔2回目〕1月中旬～2月中旬に6日間で実施すること。

但し、消防局職員に関しては、破傷風予防接種と同時に行うものとし、1月中旬～2月中旬（6日間）に実施する。消防局職員の日程調整及び対象者の確認等については、受託者と消防局総務課担当者が直接行うこと。

ウ 実施場所

別紙1実施場所のうち指定する場所

エ 検査内容

問診、血圧、身長、体重、肥満度、腹囲（35歳及び40歳以上）、BMI、視力、聴力、尿検査（蛋白・糖）、血液一般（HB・RBC）、血糖検査、肝機能（AST・ALT・γ-GTP）、脂質代謝（LDLコレステロール・HDLコレステロール・トリグリセリド）、心電図、内科診察

オ 結果報告

「健診結果個人票」、「健診結果一覧表」、「健診結果統計表」、「健診結果報告書」、「紹介

者管理台帳」を報告すること。

Ⅰ 回目の個人結果報告は、定期健診の結果に含めて行うこととする。

(8) 有機溶剤健康診断

ア 対象者

対象者一覧に、当該検査項目のある者。

イ 検査対象薬剤

ノルマルヘキサン、トルエン、アセトン、酢酸エチル、メタノール

ウ 実施時期

〔1 回目〕 定期健康診断の際に実施すること。

〔2 回目〕 Ⅰ 月中旬～下旬に実施すること。

エ 実施場所〔2 回目〕

環境総合センター（予定）

オ 検査内容

問診、内科診察

カ 結果報告

「健診結果個人票」「有機溶剤等健康診断個人票（団体控）」を報告すること。

Ⅰ 回目の個人結果報告は、定期健診の結果に含めて行うこととする。

(9) 有機溶剤尿中代謝物検査（使用有機溶剤：ノルマルヘキサン）

ア 対象者

対象者一覧に当該検査項目のある者。

イ 実施時期

〔1 回目〕 定期健診の際に実施すること。

〔2 回目〕 Ⅰ 月中旬～下旬に、有機溶剤健康診断と同時に実施すること。

ウ 検査内容

尿中 2,5-ヘキサンジオンの量の検査

エ 結果報告

結果報告は、有機溶剤健康診断に含めて報告すること。

Ⅰ 回目の個人結果報告は、定期健診の結果に含めて行うこと。

(10) 有機溶剤尿中代謝物検査（使用有機溶剤：トルエン）

ア 対象者

対象者一覧に当該検査項目のある者。

イ 実施時期

〔1 回目〕 定期健診の際に実施すること。

〔2 回目〕 Ⅰ 月中旬～下旬に、有機溶剤健康診断と同時に実施すること。

ウ 検査内容

尿中の馬尿酸の量の検査

エ 実施内容

診察は医師を帯同し診察すること。

オ 結果報告

結果報告は、有機溶剤健康診断に含めて報告すること。

Ⅰ 回目の個人結果報告は、定期健診の結果に含めて行うことと。

(Ⅰ Ⅰ) 石綿健診

ア 対象者

当該項目の対象者一覧に記載のある者。

イ 実施時期

〔Ⅰ 回目〕 定期健診の際に実施すること。

〔Ⅱ 回目〕 定期健診の概ね 6 か月後に実施すること。

ウ 検査内容

調査票、診察、胸部レントゲンデジタル撮影

エ 結果報告

「健診結果個人票」、「石綿健康診断個人票（団体控）」「健診結果一覧表（Ⅰ 回目・Ⅱ 回目）」

「紹介者管理台帳」を報告すること。

Ⅰ 回目の個人結果報告は、定期健診の結果に含めて行うことと。

オ その他

実施場所、実施日等については委託者と協議のうえ決定すること。

(Ⅰ Ⅱ) じん肺健康診断

ア 対象者

当該項目の対象者一覧に記載のある者。

イ 実施時期

石綿健康診断、特定化学物質健康診断と合わせて実施する。

ウ 検査内容

調査票、胸部レントゲンデジタル撮影

エ 結果報告

「健診結果個人票」、「じん肺健康診断個人票（団体控）」「健診結果一覧表」を報告すること。

Ⅰ 回目の個人結果報告は、定期健診の結果に含めて行うこと。

オ その他

委託者がじん肺管理区分と作業従事状況を確認した上で健康診断の頻度を決定する。

実施場所、実施日等については委託者と協議のうえ決定すること。

(Ⅰ Ⅲ) 特定化学物質健康診断

ア 対象者

当該項目の対象者一覧に記載のある者。

イ 検査対象物質

溶接ヒューム

ウ 実施時期

〔Ⅰ 回目〕 定期健診の際に実施すること。

〔Ⅱ 回目〕 定期健診の概ね 6 か月後に実施すること。

エ 検査内容

調査票、診察、握力

オ 結果報告

「健診結果個人票」、「特定化学物質健康診断個人票（団体控）」「健診結果一覧表（1回目・2回目）」、「紹介者管理台帳」を報告すること。

1回目の個人結果報告は、定期健診の結果に含めて行うこと。

カ その他

実施場所、実施日等については委託者と協議のうえ決定すること。

（14）海外派遣時健康診断

ア 対象者

対象者一覧に当該検査項目のある者。

イ 検査内容

定期健診の項目・胸部レントゲン検査、及び喀痰検査・腹部画像検査・B型肝炎ウィルス抗体検査・尿酸値・ABO式及びRh式の血液型検査のうち医師が必要であると判断したもの。

ウ 実施場所・期間

健診場所及び期間等の設定については、委託者と協議のうえ、その指示に従うこと。

エ 結果報告

結果報告は、「健診結果個人票」、「健診結果一覧表」、「健診結果統計表」、「健診結果報告書」、「紹介者管理台帳」を報告すること。

（15）帰国時健康診断

ア 対象者

対象者一覧に当該検査項目のある者。

イ 検査内容

定期健診の項目・胸部レントゲン検査、及び喀痰検査・腹部画像検査・B型肝炎ウィルス抗体検査・尿酸値・糞便塗抹検査のうち医師が必要であると判断したもの。

ウ 実施場所・期間

健診場所及び期間等の設定については、委託者と協議のうえ、その指示に従うこと。

エ 結果報告

結果報告は、「健診結果個人票」、「健診結果一覧表」、「健診結果統計表」、「健診結果報告書」、「紹介者管理台帳」を報告すること。

（16）破傷風予防接種

ア 対象者

当該予防接種対象者一覧に記載のある者

イ 実施期間

11月～1月の間に毎月3日ずつ実施することを基本とし、対象数に応じ委託者と協議をする事。但し、消防局職員に関しては、深夜業務従事者健診と同時に行うものとし、

1 月中旬～2 月中旬（6 日間）で指定事業所で実施すること。

上記を基本とし、対象者数に応じて日数を増減する事。

ウ 実施場所・時間

熊本市内の受託者施設内で実施すること。

＊実施時間は午後 3 時～4 時 30 分を基本とする。

エ 結果報告

結果報告は、月ごとに予防接種の実施状況を委託者の指定する様式で報告すること。

（17）B 型肝炎予防接種

ア 対象者

当該予防接種対象者一覧に記載のある者

イ 実施期間 下記の期間に毎回 2 日間奇数日と偶数日の組み合わせで実施すること。

〔1 回目〕10 月中旬

〔2 回目〕11 月中旬（1 回目接種から、少なくとも 4 週以上経過していること）

〔3 回目〕3 月中旬（1 回目接種から、少なくとも 20 週以上経過していること）

ウ 実施場所

熊本市内の受託者施設内で実施すること。

エ 結果報告

結果報告は、日ごとの対象者、使用薬剤及び使用量を委託者の指定する様式で報告を行うこと。

オ その他

接種前問診を実施すること。

11 雇入時健康診断

（1）雇入時健康診断項目

問診（既往歴・業務歴の調査を含む）、自覚症状の有無の検査（業務特性に応じて医師の判断で実施）、身長、体重、検尿、視力、聴力、胸部レントゲン検査、血圧、貧血検査、肝機能、血糖検査、脂質代謝（LDL コレステロール・HDL コレステロール・トリグリセリド）、安静心電図。

（2）対象者

ア 令和 8 年度（2026 年度）途中で採用する職員（30 人程度）

イ 令和 9 年（2027 年）4 月採用職員（620 人程度）

（3）実施時期

ア 令和 8 年度（2026 年度）途中で採用者の採用時期については、毎年度変動があるため、委託者の指示により実施

イ 令和 9 年（2027 年）4 月採用職員 →令和 9 年 1 月～3 月初旬頃実施

（4）実施場所

ア 令和 8 年度（2026 年度）途中で採用する職員 →受託者施設内で実施

イ 令和 9 年（2027 年）4 月採用職員 →受託者施設内で実施

（5）問診票の記載及び納品等

ア 問診票及び容器（尿・便）は、受託者が準備し、雇入時健康診断の単価に含めること。また、問診票に「検査の注意事項」、「受診者の住所」、「当日の体温」を設け、その目的を説明するこ

と。

イ 問診票には、委託者が提供する次の情報を反映させること。

職員氏名、生年月日、性別、職員番号、保険証記号、保険証番号、保険者番号、
所属名、所属課コード等

※4月採用は、職員氏名、生年月日、性別、受験番号

ウ 問診票及び容器(尿・便)の送付について

採用職員への雇用時健診の通知は委託者で行う。問診票及び容器(尿・便)は受託者から採用職員へ送付する。送付先等は、委託者と協議のうえ、その指示に従うこと。

(6) 結果報告

ア 受診日から概ね1ヶ月以内に、「健診結果一覧表」をメール又は電子媒体で提出すること。

イ 健診結果一覧表には受診日、氏名、職員番号(受験番号)、年齢、性別、判定、総合判定、所見等の項目を反映させること

別 紙 Ⅰ

実施場所

熊本市役所本庁舎	熊本市中央区手取本町Ⅰ番Ⅰ号
熊本市東区役所	熊本市東区東本町Ⅰ6-30
熊本市西区役所	熊本市西区小島2丁目7-Ⅰ
熊本市南区役所	熊本市南区富合町清藤405-3
熊本市北区役所	熊本市北区植木町岩野238-Ⅰ
熊本市北部まちづくりセンター	熊本市北区鹿子木町66
熊本市東部環境工場	熊本市東区戸島町2570
熊本市東部クリーンセンター	熊本市東区戸島西7丁目3-Ⅰ
熊本市西部クリーンセンター	熊本市西区域山半田2丁目Ⅰ-Ⅰ
熊本市総合保健福祉センター（ウエルパルクまもと）	熊本市中央区大江5丁目Ⅰ-Ⅰ
熊本市動植物園	熊本市東区健軍5丁目Ⅰ4-2
熊本市防災センター	熊本市中央区大江3丁目Ⅰ-3
熊本東消防署	熊本市東区東町4丁目6-Ⅰ7
熊本西消防署	熊本市中央区米屋町Ⅰ丁目Ⅰ2-Ⅰ
熊本南消防署	熊本市南区平田2丁目Ⅰ3-Ⅰ
熊本北消防署	熊本市北区四方寄町514-Ⅰ
熊本市益城西原消防署	熊本県上益城郡益城町大字寺迫202-Ⅰ
受託者施設	

※実施場所については、変更する場合がある。

別 紙 2

〔事後指導対象基準〕

- 【基本】 ● 判定で要再検、要精検及び要治療が対象
● 健診結果や問診により保健指導が必要と思われる者
● 対象者選定においては、委託者と打ち合わせの上、抽出すること

【詳細】 事後指導対象項目（選定の基準値については委託者において設定する）

- 1 検尿
- 2 腎機能 尿素窒素
クレアチニン
e G F R
- 3 尿酸
- 4 血糖 空腹時血糖
ヘモグロビンA1 c
- 5 血圧
- 6 中性脂肪
HDL コレステロール
LDL コレステロール
- 7 肝機能 γ -G T P